



島根県報

平成16年 2月13日 (金)
第 1,546 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

島根県民栄誉賞表彰規程	(秘 書 課)	1
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	2
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	2
保安林の指定施業要件の変更	(")	2
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(水 産 課)	3
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	4
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	5

公 告

都市計画の変更案の縦覧	(都 市 計 画 課)	5
開発行為に関する工事の完了	(")	5

特定調達公告

平成16年度における庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札の参加資格等	(管 財 課)	6
島根県庁本庁舎清掃警備等業務委託に係る一般競争入札の実施	(")	6
平成16年度における島根県立中央病院の医薬品類の買入りに係る競争入札の参加資格等	(医 療 対 策 課)	8
平成16年度における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務に係る競争入札の参加資格等	(")	8
平成16年度における島根県立中央病院の空気調和機器設備保守整備業務に係る競争入札の参加資格等	(")	9
島根県立中央病院の清掃等環境衛生業務委託に係る一般競争入札の実施	(中 央 病 院)	9
島根県立中央病院の医薬品類の買入りに係る一般競争入札の実施	(")	11
島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務委託に係る一般競争入札の実施	(")	13
島根県立中央病院の空気調和機器設備保守整備業務委託に係る一般競争入札の実施	(")	14

正 誤

平成16年 1月13日付け島根県報第1,537号中	(総 務 課)	16
---------------------------	---------	----

告 示

島根県告示第142号

島根県民栄誉賞表彰規程を次のように定める。

平成16年 2月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県民栄誉賞表彰規程

(目的)

第1条 この告示は、広く県民に敬愛され、県民に明るい希望と活力を与え、県民であることへの誇りを喚起するなどの功績顕著なものに対して、その榮譽を讃えることを目的とする。

(表彰者)

第2条 表彰は、知事が行う。

(表彰の対象)

第3条 表彰は、知事が第1条の目的に照らして表彰することが適当と認めるものに対して行う。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、県民栄誉賞を授与して行う。

2 前項の県民栄誉賞は表彰状とし、表彰に当たっては、副賞を添えるものとする。

(受彰者の公表)

第5条 表彰を受けたものの氏名又は名称及び功績は、島根県報に登載して公表する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、随時行う。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この告示は、平成16年2月13日から施行する。

島根県告示第143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市土地改良区の定款変更を平成16年2月3日付で認可した。

平成16年2月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第144号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年2月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

大田市静間町字尻ナシ山1825 15番地

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地

島根県告示第145号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年2月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 隠岐郡布施村大字卯敷字栗船 1 3
- 2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び布施村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第146号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱 (平成13年島根県告示第267号) の一部を次のように改正する。

平成16年 2月13日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第 2 中

年1.25パーセント (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25パーセント)	年1.05パーセント (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05パーセント)	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年1.05パーセント
年1.2パーセント	年1.0パーセント	年1.2パーセント	年1.2パーセント	年1.0パーセント
年1.25パーセント (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25パーセント)	年1.05パーセント (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05パーセント)	年1.25パーセント	年0.4パーセント	年0.4パーセント
年1.25パーセント (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25パーセント)	年1.05パーセント (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05パーセント)	年1.25パーセント	年0.4パーセント	年0.4パーセント
年1.25パーセント (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25パーセント)	年1.05パーセント (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05パーセント)	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年1.05パーセント
年1.25パーセント	年1.05パーセント	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年1.05パーセント
		年1.25パーセント	年0.4パーセント	年0.4パーセント
年1.25パーセント	年1.05パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント	年0.4パーセント

を

年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.15%	年0.95%	年1.15%	年1.15%	年0.95%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.4%	年0.4%

に改める。

附 則

- この告示は、平成16年2月13日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成16年1月26日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第147号

島根県漁業近代化資金利子補給実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成16年2月13日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中	年1.6%以内	を	年1.5%以内	に改める。
	年1.65%以内		年1.6%以内	
	年1.6%以内		年1.5%以内	
	年1.6%以内		年1.5%以内	
	年1.6%以内		年1.5%以内	
	年1.6%以内		年1.5%以内	
	年1.6%以内		年1.5%以内	
	年1.6%以内		年1.5%以内	

附 則

- この告示は、平成16年2月13日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成16年1月26日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第148号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成16年 2月13日

島根県知事 澄 田 信 義

第 5 条第 2 号中「1.6パーセント」を「1.5パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年 2月13日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成16年 1月26日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該年計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年 2月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
仁多都市計画公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域
仁多町大字三成
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課及び仁多町役場
- 4 縦覧期間
平成16年 2月13日から平成16年 2月27日まで（土曜日及び日曜日を除く）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 2月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 開発区域
安来市門生町650番地 1
面積666.0平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市門生町538番地
矢田康二

特 定 調 達 公 告

平成16年度において庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る特定調達契約の締結を見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年2月13日

島根県知事 澄田信義

1 特定調達契約により調達をする役務の種類

庁舎の清掃業務、警備員警備業務等

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）に定めるところによる。

3 その他

資格審査についての問い合わせは、島根県総務部管財課（電話0852-22-5042）に行うこと。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第169号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成16年2月13日

島根県知事 澄田信義

1 調達内容

(1) 業務名及び数量

島根県庁本庁舎清掃業務、警備業務等委託 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成16年4月1日から平成19年3月31日までとする。

(4) 履行場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎

(5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 入札に参加する者は次に掲げる要件をすべて満たすこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ロ 庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）第5条第2項の規定により、清掃業務及び警備員警備業務においてはいずれもA等級、貯水槽清掃業務及び害虫等防除業務においてはいずれもB等級以上に格付けされた者であること。

ハ 島根県税を滞納していない者であること。

二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）による改正前の同法第12条の2第1項第6号を含む。）、第5号及び第7号に掲げる事業について知事の登録を受けている者又は入札日の前日までに登録を受けられる見込みがあること。

ホ 平成13年4月1日からこの告示の日までに建物延べ床面積3,000㎡以上の規模を有する事務所ビルにおいて清掃業務を12月以上継続して誠実に履行した実績を有すること。

ヘ 警備業法第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受けていること。（島根県の区域外に主たる営業所を有する者にあつては、同法第5条に規定する届出書を島根県公安委員会に提出していること。）

ト 島根県が行う庁舎の清掃業務、警備業務等委託の指名競争入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

チ 本公告に示した役務を確実に履行し得ることを証明できる者であること。

(2) 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、入札説明書で示す書類を平成16年3月9日（火）午後5時までに下記3(1)に示す場所へ提出しなければならない。（郵送の場合は必着のこと。）

入札参加希望者は、当該書類に関し知事から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町1番地 島根県総務部管財課
電話 0852-22-5042

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成16年2月9日（月）から同年2月20日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、島根県総務部管財課において交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

イ 日時

平成16年2月13日（金）午前10時00分

ロ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎会議棟 第2会議室

(4) 入札の日時及び場所

イ 日時

平成16年3月24日（水）午前10時00分

ロ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎会議棟 第4会議室

ハ 書面により、直接又は郵送で行うものとし、テレックス、電報又はファクシミリによる入札は認めないものとする。

なお、郵送による入札にあつては、書留郵便とし、平成16年3月16日（火）午後5時までに島根県総務部管財課へ必着のこと。

ニ 開札の日時及び場所

(4)に同じ。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積った金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

イ 本公告に示した役務を履行できると知事が判断した者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

イ 詳細は入札説明書による。

ロ 議会において本公告に示した契約にかかる予算の議決がなされない場合は、当該契約は行わない。

ハ 本公告は島根県のホームページにも掲載する。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Office Cleaning and Security and Water tank Cleaning and Bug extermination of the Shimane Prefecture central office facilities Service 1 set for fiscal year 2004-2006

(2) Application due :

10:00AM 17 March 2004 (Applications by mail must be arrived at the prefectural office by 5:00PM 16 March 2004.)

(3) Please tender all information to : C/O Property Division, Department of General Affairs of Shimane Prefectural Government 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Japan (Tel. 0852-22-5042)

平成16年度において島根県立中央病院の物品の買入りに係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年2月13日

島根県知事 澄田信義

1 特定調達契約により調達する物品の種類

医療薬品類

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続き

平成15年及び平成16年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等（平成14年島根県告示第804号）に定めるところによる。

平成16年度において島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年2月13日

島根県知事 澄田信義

1 特定調達契約により調達する役務の種類

医療廃棄物等処理業務

- 2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続き

平成15年、平成16年及び平成17年における中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託にかかる一般競争入札又は指名競争入札の参加資格等（平成14年島根県告示第1078号）に定めるところによる。

平成16年度において島根県立中央病院の空気調和機器設備保守整備業務の委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 2月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 特定調達契約により調達する役務の種類

空気調和機器設備保守整備業務

- 2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格

管工事について、建設業法に規定する許可を受けている者で、かつ、島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）第4条第2項の入札参加資格を有する者であり、島根県立中央病院新築工事の、空気調和設備工事を施工した特別共同企業体の構成員である者であること。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成16年 2月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量

島根県立中央病院清掃等環境衛生業務委託 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 履行期間

平成16年 4月 1日から平成19年 3月31日まで

- (4) 履行場所

島根県出雲市姫原 4丁目 1番地 1 島根県立中央病院

- (5) 入札方法

落札方法に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）第5条第2項の規定により、清掃業務について、A等級に格付けされた者であること。

- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号、第2号及び第7

号に掲げる事業について、島根県知事の登録を受けている者又は入札日の前日までに登録を受けられる見込みがあること。若しくは第7号及び第8号（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）による改正前の同法第12条の2第1項第6号を含む。）に掲げる事業について、島根県知事の登録を受けている者又は入札日の前日までに登録を受けられる見込みがあること。

(4) 本公告に示した役務を確実に履行し得ることを証明できる者であること。

3 入札者の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒693 8555 島根県出雲市姫原4丁目1番地1

島根県立中央病院事務局総務課施設管理係

電話 0853 30 6435

(2) 入札説明書の交付方法

平成16年2月20日から平成16年2月27日までの間、交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

イ 日時 平成16年2月20日 午後2時

ロ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室

(4) 入札書の受領期限

平成16年3月25日 午後1時（郵送による入札にあつては、平成16年3月25日正午）

なお、郵送する場合は書留郵便とすること。

(5) 開札の日時及び場所

イ 日時 平成16年3月25日 午後1時

ロ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を入札書の提出場所に平成16年2月20日から平成16年3月4日午後5時までの間に提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、島根県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : The service of offices and facilities cleaning in the building of The Shimane Prefectural Central Hospital, 1set.

- (2) ApplicationDue : 1:00PM 25 March 2004 (App:ocations by mail must be arrived at Central Hospital by 12:00 (midday) 25 March 2004.)
- (3) Contact point for the notice : Property Management Division, Administration Department, The Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumo-shi Shimane 693-8555 Japan, TEL0853-30-6435

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成16年 2月13日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ジェノトロピン5.3mg (5.3mg 1筒) 1,530筒
オムニパーク300シリンジ (64.71%100mL×5筒/箱) 1,085筒
リユープリン注射用3.75 (3.75mg 1瓶) 750瓶
ノルデイトロピンS注10mg (10mg 1筒) 416筒
ヒューマトロップC 6mg (6mg 1筒) 500筒

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成16年 4月 1日から平成17年 3月31日まで

(4) 履行場所

島根県出雲市姫原 4丁目 1番地 1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付すので、入札書にそれぞれの単価を記載すること。入札書に記載する金額は、支払いの際、落札価格に消費税及び地方消費税相当分5%を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を支払い代金とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税抜きで記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年及び平成16年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等（平成14年島根県告示第804号）に定める参加資格を有するものであること。
- (3) (2)の中分類の医療薬品類について、A等級に格付けされている者であること。
- (4) 薬事法に基づいて、医薬品の一般販売業の許可を受けていることを証明した者であること。
- (5) 本公告に示した物品を島根県立中央病院長が指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。

3 入札者の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒693 8555 島根県出雲市姫原 4丁目 1番地 1
島根県立中央病院事務局経営企画課業務係
電話 (0853) 30 6430

- (2) 入札説明書の交付方法

平成16年 3月 1日から平成16年 3月19日までの間、交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

イ 日時 平成16年3月12日 午前10時

ロ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室

(4) 入札書の受領期限

平成16年3月25日 午前9時30分 (郵送による入札にあつては、平成16年3月24日午後5時)

なお、郵送する場合は書留郵便とすること。

(5) 開札の日時及び場所

イ 日時 平成16年3月25日 午前9時30分

ロ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1
島根県立中央病院 3階 会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、島根県中央病院から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した物品を納入できると島根県立中央病院長が判断した入札者であつて島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased :

Genotropin 5.3 mg (5.33mg 1 syringe) , 1530 syringes

Omnipaque 300 Syringe 1 case (64.71% 100 ml 5 syringes) , 1085 cases

Leuplin for Injection 3.75 (3.75 mg 1 vial) , 750 vials

Norditropin S Injection 10 mg (10 mg 1 syringe) , 416 syringes

Humatrope C 6 mg (6 mg 1 syringe) , 500 syringes

(2) Application Due : 9:30 AM 25 March 2004. (Applications by mail must be arrived at Central Hospital by 5:00 PM 24 March 2004.)

(3) Contact point for the notice : Property Management Division, Administration Department, The Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumo-shi Shimane 693-8555 Japan TEL (0853) 30-6430

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 6 条の規定により公告する。

平成16年 2月13日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成16年 4月 1 日から平成17年 3月31日まで

(4) 履行場所

島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

落札方法に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年、平成16年及び平成17年における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加資格等（平成14年島根県告示第1078号）3 (b)の規定により、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業務について、A等級に格付けされ、かつ、運搬業と処分業について、両方の許可を受けた者であること。

(3) 本公告に示した役務を確実に履行し得ることを証明できる者であること。

3 入札者の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒693 8555 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1

島根県立中央病院事務局総務課施設管理係

電話 0853 30 6435

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

入札説明会の際に交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

イ 日時 平成16年 3月11日 午後 2 時

ロ 場所 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1 島根県立中央病院 3 階会議室

(4) 入札書の受領期限

平成16年 3月26日 午後 1 時（郵便による入札にあつては、正午）

(5) 開札の日時及び場所

イ 日時 平成16年 3月26日 午後 1 時

ロ 場所 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1 島根県立中央病院 3 階会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を入札書の提出場所に平成16年3月11日から平成16年3月19日午後5時までの間に提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、島根県立中央病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : The service of disposabl of medical waste of The Shimane Prefectural Central Hospital, 1set.

(2) Application Due : 1:00PM 26 March 2004 (Applications by mail must be arrived at Central Hospital by 12:00 (midday) 26 March 2004.)

(3) Contact point for the notice : Property Management Division, Administration Department, The Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumo-shi Shimane 693-8555 Japan. TEL 0853-30-6435

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成16年2月13日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

島根県立中央病院空気調和機器設備保守整備業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所

島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

落札方法に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額

を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 管工事について、建設業法に規定する許可を受けている者で、かつ、島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）第4条第2項の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 島根県立中央病院新築工事の、空気調和設備工事を施工した特別共同企業体の構成員である者であること。
- (4) 島根県における県税の滞納がない者であること。
- (5) 本公告に示した役務を確実に履行し得ることを証明できる者であること。

3 入札者の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒693 8555 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1

島根県立中央病院事務局総務課施設管理係

電話 0853 30 6435

- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

入札説明会の際に交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

イ 日時 平成16年 3月15日 午後 2 時

ロ 場所 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1 島根県立中央病院 3 階会議室

- (4) 入札書の受領期限

平成16年 3月30日 午後 1 時（郵送による入札にあっては、正午）

- (5) 開札の日時及び場所

イ 日時 平成16年 3月30日 午後 1 時

ロ 場所 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1 島根県立中央病院 3 階会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要する。

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した役務を履行できると島根県立中央病院長が判断した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Commission for maintaining and repairing air conditioners of The Shimane Prefectural Central Hospital, 1set.

(2) Application Due : 1:00PM 30 March 2004 (Applications by mail must be arrived at Central Hospital by 12:00 (midday) 30 March 2004.)

(3) Contact point for the notice : Property Management Division, Administration Department, The Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumo-shi Shimane 693-8555 Japan, TEL0853-30-6435

 正

 誤

平成16年1月13日付け島根県報第1,537号中に誤りがあったので次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から22	島根県告示第13号	島根県告示第15号
1	下から4	島根県告示第14号	島根県告示第16号
2	上から18	島根県告示第15号	島根県告示第17号
2	下から5	島根県告示第16号	島根県告示第18号
4	上から8	島根県告示第17号	島根県告示第19号
4	下から19	島根県告示第18号	島根県告示第20号
4	下から12	島根県告示第19号	島根県告示第21号
6	上から5	島根県告示第20号	島根県告示第22号
6	上から19	島根県告示第21号	島根県告示第23号
8	下から6	島根県告示第22号	島根県告示第24号
9	下から5	島根県告示第23号	島根県告示第25号